

自主的避難等対象区域（福島市）に居住し、平成23年4月下旬頃、他県に避難した申立人ら（夫婦及び子3名）について、事故当時高校生であった申立人子が、避難前は授業料無償の公立高校に通学していたのに対し、避難先では、避難者の公立高校への編入に関する特例措置が取られていなかったために、授業料有償の私立高校に転校せざるを得なかったこと等を考慮し、生活費増加費用として授業料増加分の5割が賠償された事例。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X1、同X2、同X3、同X4、及び同X5（以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（ただし、下記期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力が及ばないことを相互に確認する。

記

- 1 避難費用（一時立入費用）
（平成25年7月20日）
- 2 生活費増加費用（授業料）
（平成24年1月1日から平成26年3月末日まで）
- 3 検査費用（交通費）
（平成24年10月1日から平成26年6月末日まで）
- 4 避難雑費
（平成24年1月1日から平成27年3月末日まで）
- 5 本件和解仲介手続に関する弁護士費用

第2 和解金額

被申立人は、第1記載の損害項目及び期間についての和解金として、申立人らに対し、金2,483,382円の支払義務があることを確認する。

（内訳）

- | | |
|---------------------|------------|
| 1 避難費用（一時立入費用） | 22,400円 |
| 2 生活費増加費用（授業料） | 268,650円 |
| 3 検査費用（交通費） | 24,000円 |
| 4 避難雑費 | 2,096,000円 |
| 5 本件和解仲介手続に関する弁護士費用 | 72,332円 |

第3 支払方法

（省略）

第4 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

第5 清算

申立人らと被申立人は、第1記載の損害項目（ただし、第1記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。ただし、本件和解仲介に関する弁護士費用については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がない。
- 2 本和解に定める金額にかかる遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人らと被申立人がそれぞれ1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成28年11月18日

（仲介委員 森哲也）